

災害時における救護所設置等に関する協定書

八尾市（以下「甲」という。）と社会医療法人医真会 医真会八尾総合病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「八尾市地域防災計画」（以下「計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により救護所の設置が必要な場合に、甲が乙に対し、乙の敷地内の一部を利用して、計画に定める「救護所」を設置及び運営することの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

（救護所設置場所の指定）

第2条 救護所設置場所は、次のとおりとする。

所在地 八尾市沼一丁目41番地

施設名 社会医療法人医真会 医真会八尾総合病院 敷地内

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時に、前条で規定する施設を救護所設置場所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、大規模災害時において緊急に対応することが必要と認められるときは、甲による要請前であっても、自主的な判断に基づき、前条で規定する場所に乙のトリアージエリアを開設する。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、八尾市災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を確認し、随時更新する。

（協力体制）

第5条 乙は、別途協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（発災時の対応）

第6条 甲は、大規模災害時において第2条に定める場所に以下の設置手順のとおり救護所を設置する。

- 1) 甲が救護所の開設を判断したとき、第3条ただし書きに基づきすでに乙のトリアージエリアが開設されている場合には、甲は乙のトリアージエリアを引き継いで、甲の救護所とする。
- 2) 甲が救護所の開設を判断したとき、乙のトリアージエリアが未開設の場合は、甲は第3条本文に基づく要請により乙の協力を受け、救護所を開設する。
- 3) 救護所で使用する医薬品、衛生材料（以下「医薬品等」という。）は、当面の間、乙が管理する医薬品等を充てる。

2 乙は、別途甲と協議した内容に基づき、救護所の運営に協力する。

（費用弁償）

第7条 前条の規定に基づき、救護所を設置した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- 1) 前条第1項第2号に基づく救護所の開設に関し乙に生じた費用負担
- 2) 前条第1項第3号に基づき乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

（訓練等）

第8条 甲及び乙は、各々が実施する防災訓練等について、相互に協力するものとする。

（関係機関との連携）

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに甲乙いずれからも書面にて異議の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以降同様とする。

（実施細目）

第11条 この協定書に基づく事項に関して、必要な細目は「災害時における救護所設置等に関する協定書実施細目」のとおりとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、書面により定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月2日

甲 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市

代表者 市長

乙 八尾市沼一丁目41番地

社会医療法人医真会 医真会八尾総合病院

病院長